

## 図書館問題研究会 島根支部規則

(設置・名称)

第1条 図書館問題研究会（以下「図問研」という。）会則第13条により、図書館問題研究会島根支部（以下「本支部」という。）を置く。

(目的)

第2条 本支部は図問研の定める目的及び活動の達成に努めるとともに、島根県図書館界の発展に寄与するものとする。

(事業)

第3条 本支部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会（年1回）、学習会等の開催
- (2) 会員の研究調査の援助
- (3) 支部報「図問研しまね」の発行
- (4) その他県内図書館の発展に必要な事業の展開

(事務局)

第4条 本支部の事務局は、事務局長勤務地に置く。ただし、特別の事情がある場合には、他の役員の勤務地とする。

(支部会員)

第5条 本支部会員は、島根県内在住及び島根県内図書館在勤の図問研会員をもって構成する。

- 2 本支部会員であった者が、前項に定める会員要件を満たさなくなった場合においても、支部長に申請の上、引き続き本支部会員になることができる。

(総会)

第6条 本支部の最高議決機関は、総会である。

- 2 総会は、支部長が招集し、本支部の運営及び事業等について審議を行う。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって成立する。
- 4 正会員の3分の1以上の要求があるとき、または支部長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

(役員)

第7条 本支部に次の役員を置き、必要に応じて役員会を開く。

支部長、事務局長、全国委員。

- 2 役員は、総会において選出する。その任期は1年とし、再任を妨げない。

(任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は本支部を代表し、支部を統括する。
- (2) 事務局長は支部長を補佐し、事務及び会計の執行を行う。
- (3) 全国委員は図問研会則第11条による会務とともに、支部と全国委員会の連絡調整を行う。

(会計)

第9条 本支部の運営経費は支部補助金、その他の収入による。

- 2 予算、決算は、総会において報告し、会員の承認を受けなければならない。

(退会)

第10条 会員が退会するときは、届け出るものとする。

- 2 図問研の会費を滞納し除籍された場合は、自動的に本支部も除籍となる。

(規則改正)

第11条 本支部規則の改正は、総会において行う。

附則 この規則は島根支部結成の日（2007年12月2日）より施行する。